

弘前商工会議所
会頭 今井 高志 様

令和5年度重点要望事項に対する回答書

弘 前 市

令和5年度 弘前商工会議所要望事項一覧

■最重点要望事項（2項目）

	要 望 事 項	市 主 管 部 課	頁
1	新型コロナウイルス感染症長期化による事業者への影響緩和のための継続的支援とアフターコロナにおける各諸問題への対応について	福祉部障がい福祉課 福祉部介護福祉課 健康こども部こども家庭課 商工部商工労政課 商工部産業育成課 観光部観光課 観光部国際広域観光課 都市整備部地域交通課	1
2	弘前市中心市街地活性化の促進と新たな計画策定について	商工部商工労政課	9

□重点要望事項（11項目）

	要 望 事 項	市 主 管 部 課	頁
1	りんご高密度植栽培の本格普及に向けた支援、各種施策の継続実施について	農林部農政課 農林部りんご課 農業委員会事務局 健康こども部国保年金課 健康こども部健康増進課	11
2	「弘前の地酒とシードルで乾杯条例」の早期実現について	商工部産業育成課	18
3	各種補助金情報の周知方法の強化及び各市施設の無料開放について	企画部広聴広報課 商工部商工労政課	21
4	国土強靱化地域計画に係る取り組みの推進について	総務部防災課 健康こども部こども家庭課 農林部農村整備課 都市整備部都市計画課 建設部土木課 建設部道路維持課 建設部建築指導課 上下水道部工務課 教育委員会学校整備課 教育委員会文化財課	24
5	新たな観光需要獲得及び地域内消費拡大施策の実施について	観光部観光課 観光部国際広域観光課	29
6	市施設並びに中心市街地施設のオンライン会議やウェビナー開催に対応した機器整備及び対応人材の確保について	総務部情報システム課	31

	要 望 事 項	市主管部課	頁
7	企業における ICT 人材育成並びに支援制度の拡充について	商工部産業育成課	32
8	子育て世代が安心して働ける環境づくりについて	健康こども部こども家庭課	35
9	奨学金制度のさらなる拡充について	商工部商工労政課 教育委員会教育総務課	38
10	共生社会実現に向けた取り組みの推進及び児童教育 No1 の街に向けた取り組みについて	市民生活部市民課 健康こども部こども家庭課 商工部商工労政課 商工部産業育成課 観光部文化振興課 都市整備部公園緑地課	41
11	弘前公園にアクセスする歩道のバリアフリー化について	建設部土木課	46

弘前商工会議所要望事項

最重点要望事項1

新型コロナウイルス感染症長期化による事業者への影響緩和のための継続的支援とアフターコロナにおける各諸問題への対応について

要望事項の内容

新型コロナウイルス感染症による影響が長期にわたっているなか、弘前市当局におかれましては、これまでに数々の支援策を展開、また、当商工会議所の事業者支援に特段のご配慮をいただいていることに対し、深謝申し上げます。

①長引く新型コロナウイルス感染症関連で影響を受けている事業者に対しての長期的支援、助成金等の拡充、経営持続化給付金等の柔軟な支援

現在の経済環境は、新型コロナウイルス感染拡大前に比べるとまだまだ回復しておらず、今後もいつ以前のように戻るのかは目途が立たない状態であり、事業者も厳しい経営を強いられています。売上業績の回復がままならないなか、事業者によっては納税だけでなく新型コロナ対応に伴い金融機関から受けた融資の返済もしていかなければなりません。既に融資を受けた事業者の据え置き期間が終了、返済が始まっている事業者も増しております。さらに様々な経済的支出が必要となっており、新型コロナウイルス感染拡大以前よりも利益を確保しなければ、その先の事業資金が不足するような状態に陥る懸念が生じております。現在は終了しておりますが、令和2年4月30日の新型コロナ税特法の公布・施行により講じられた「納税猶予制度の特例（特例猶予）」などの税制上の措置は、事業者における資金繰りの面で、事業継続上、非常に有効な制度でありました。

また「弘前市小口資金特別保証融資制度（特別小口枠）」等の事業者を支援するための融資制度を実施していただいておりますが、未だ新型コロナウイルス感染症による経済的な影響が続いているなかでは、今後も事業者に対しての柔軟な資金繰り支援は必要であり、次年度以降も「弘前市小口資金特別保証融資制度（特別小口枠）」等の継続・拡充並びに既存の補助金・支援制度等の継続、経営持続化のための給付金について、複数回にわたる支給及び金額の拡充などの従来のコロナ対応に加え、引き続き柔軟な対応を要望いたします。

②公共交通事業者への継続的な支援

「弘前市地域公共交通再編実施計画」の地域の生活交通として需要となっている公共交通事業者は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で存続の危機に直面しております。公共交通の維持は、まちづくり、観光、福祉、環境等の様々な分野で大きな効果ももたらすものであり、バス、鉄道、タクシー等の利用促進による持続可能な公共交通を実現させるため公共交通事業者への継続的な支援及び公共交通利用促進を啓発する取り組みについて要望いたします。また現在、経済産業省では燃料油元売りに1リットルあたり35円の補助金を支給していますが、この燃料価格高騰は、長期化が予

想されることから、補助金の支給に加えてトリガー条項の凍結解除の国への働きかけと運送事業者等の消費者への燃料価格高騰による支援を要望いたします。

③アフターコロナを見据えた観光関連事業者への支援

全国各地でまつりやイベントの開催が増えてきており、それに伴う人の移動も活発化してきています。弘前市においても弘前さくらまつりや弘前ねぷたまつりを開催するなど観光事業推進への動きはあるものの、現状のままでは新型コロナウイルス感染拡大以前のような観光客数にすぐに戻ることは考えにくく、新たな観光客誘致の取り組みが必要になってきます。

つきましては、旅行エージェントや宿泊業、バス・鉄道・タクシー等の公共交通事業者においても、弘前市の観光事業推進と歩調を合わせて新たな観光企画を推進していく必要があります。観光関連事業者が実施する観光企画に対する補助金の創設等、観光関連事業者への支援を要望いたします。

④福祉タクシーの利用拡大の促進

新型コロナウイルス感染拡大により、観光客の激減、飲食店への来客の減少等が、2年以上続いていることにより、廃業事業者が発生するなど市内タクシー事業者は経営の危機に陥っております。観光客の交通手段としてタクシー事業者は、観光地である弘前市にとってはなくてはならない業種であるとともに、人口減少・高齢化の進展などの社会環境の変化に対応した持続可能な公共交通網を構築するためには、ドアtoドアとより密着して市民生活の足を守るタクシーは不可欠です。公共交通を維持していくうえで、タクシー事業者への経営維持について、ご配慮をお願いいたします。

また、昨年度要望の福祉タクシーの利用拡大につきましては、必要性の有無や効果を考慮しながら検討していく旨の処理方針をお示しいただいたところではありますが、福祉タクシーは、交通弱者の皆様の福祉サービスの充実に向けた期待に大きく応えうる効果があるものと認識をいたしております。なかでも、高齢者と自動車運転免許証返納者から助成に対する要望が届けられており、くらしの利便性さらには地域の活力の向上に資するものと考えております。

より地域に密着した公共交通を維持していくため、福祉タクシーの利用拡大について、障がい者のみならず、妊産婦、子育て世代、高齢者、自動車運転免許証返納者等対象者の拡大を早期に実現し、タクシーの活用促進をしていただきますよう要望いたします。

市の処理方針

現
状
・
経
緯

①長引く新型コロナウイルス感染症関連で影響を受けている事業者に対しての長期的支援、助成金等の拡充、経営持続化給付金等の柔軟な支援

市小口資金特別保証融資制度（特別小口枠）については、新型コロナウイルス感染症の影響が市内中小事業者に与える影響及び、感染拡大が収束していない中で返済が始まる状況や、追加での資金需要がある状況を考慮し、「特別小口枠Ⅱ」、「特別小口枠Ⅲ」と内容を拡充しながら継続して実施してまいりました。

同制度は市が信用保証料と利子を全額補助することに加え、過年度に利用した事業者の借換えにも対応することで、元金の返済開始を1年先送りできるようにするなど、感染症の影響を受けている事業者の経営及び資金繰りを支える制度となっております。

国では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、実質無利子・無担保で利用できるいわゆる「ゼロゼロ融資」を実施してきましたが、融資申込が感染拡大前の水準となった状況を踏まえ、令和4年9月末で終了しておりますが、中小企業者の返済負担の軽減を図るとともに新たな資金需要にも対応できるよう、新たな借換保証制度等が創設されております。

補助制度としては、商店街や業界団体、中小事業者15者以上で構成する任意団体等が実施する販売促進事業に対する補助を令和4年5月に予算を補正し、募集を開始したところ、好評を博したことから、同年9月に予算を追加補正し、再度の募集を行い、各団体による工夫を凝らした様々な事業が実施されております。

本制度は、値引き販売や特典などによって市民の消費を喚起し、市内中小事業者の販売促進につなげようとするものであり、関連する取引業者へも効果が波及することから、地域経済の好循環が期待されるものです。

事業継続に向けた給付金としては、令和4年12月から、燃料費高騰による影響を非常に大きく受けている貨物運送事業者を対象とする支援金及び交通事業者を対象とする支援金の交付事業をそれぞれ実施しております。

【担当：商工部商工労政課】

②公共交通事業者への継続的な支援

市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により、公共交通の利用者が大幅に減少し、事業継続にあたって極めて深刻な影響を受けている公共交通事業者の状況を踏まえ、市内の公共交通を維持・確保するとともに、利用者が安全に安心して利用できるよう、県と連携し、緊急的に安全対策や感染防止対策等に係る支援を実施したほか、地域経済の回復を図るための団体等販売促進緊急対策に係る支援、公共交通事業者等の事業継続に係る支援を実施しております。

《これまでの支援の状況》

実施時期	名称	対象	補助・支援金額
R2年 5月	路線バス維持特別対策事業費補助金	・弘南バス(株)	98,364,000円
R2年 5月	弘南鉄道安全輸送設備等整備特別対策事業費補助金	・弘南鉄道(株)	22,169,257円
R2年12月	タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金	・協同組合弘前ハイヤー協会	9,798,340円
R3年 5月	団体等販売促進緊急対策事業費補助金	・協同組合弘前ハイヤー協会	5,000,000円
R3年 9月	路線バス維持特別対策事業費補助金	・弘南バス(株)	97,849,000円
R3年11月	タクシー及び自動車運転代行事業者事業継続支援金	・タクシー事業者 ・自動車運転代行事業者	32,600,000円
R4年 3月	弘南鉄道運行継続支援金	・弘南鉄道(株)	9,800,000円
R4年 6月	交通事業者等事業継続特別対策支援金	・高速バス事業者 ・タクシー事業者 ・自動車運転代行事業者	22,200,000円
R4年 6月	団体等販売促進緊急対策事業費補助金	・協同組合弘前ハイヤー協会	5,000,000円
R4年 9月	路線バス維持特別対策事業費補助金	・弘南バス(株)	110,080,000円
R4年 9月	弘南鉄道安全輸送設備等整備特別対策事業費補助金	・弘南鉄道(株)	8,530,000円
R4年12月	交通事業者等原油価格・物価高騰対策支援金	・高速バス事業者 ・貸切バス事業者 ・タクシー事業者 ・自動車運転代行事業者	33,950,000円 (予算額)

【担当：都市整備部地域交通課】

現在、国では、法改正が必要なトリガー条項と比べ、スピード感を持って対応できる激変緩和事業として、広く燃料として利用されているガソリン、軽油、灯油、重油の四つの油種を対象に補助金制度を設けております。

この事業では、原油価格の変動に伴い補助限度額を引き上げており、現在は上限額を31円まで拡充しております。

国においては、これまで価格抑制の効果も確認されていることから、引き続き原油価格の変動に対応した支援をしていくこととしております。

市では、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響や原油価格の高騰による燃料費の上昇及び価格転嫁の遅れにより、トラック等運送業者の経営環境が悪化している状況を踏まえ、地域の安定した貨物輸送力を確保するため、市内でトラック等運送業を営んでいる事業者に対する支援を実施しております。

- ・「大型」 最大積載量10t以上の車両に対し、 1台当たり6万円
- ・「中型」 最大積載量2t以上10t未満の車両に対し、1台当たり4万円
- ・「小型」 最大積載量2t未満の車両に対し、 1台当たり3万円

【担当：商工部産業育成課】

③アフターコロナを見据えた観光関連事業者への支援

長引く新型コロナウイルス感染症の影響によって、宿泊業や飲食業等の観光関連事業者が深刻な影響を受けております。

そこで、感染防止対策を講じたうえで地域経済活性化を図るため、令和4年度におきましては、弘前さくらまつり、弘前ねぷたまつり、弘前城菊と紅葉まつり、弘前城雪燈籠まつりを開催いたしました。

また、令和4年は、弘前ねぷたが初めて文献に登場して300年という節目の年であることから、弘前ねぷた300年祭特別運行も開催いたしました。

その他、国は、全国旅行支援（全国旅行割）の内容を変更し、観光需要喚起策を実施しております。

【担当：観光部観光課】

④福祉タクシーの利用拡大の促進

《タクシー事業者への支援》

市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により、タクシーの利用者が大幅に減少し、タクシー事業者が厳しい経営状況にあることから、利用者が安全に安心して利用できるよう、安全対策や感染防止対策等に係る支援を実施したほか、地域経済の回復を図るための団体等販売促進緊急対策に係る支援、路線バス事業者や鉄道事業者と同様に、事業継続に係る支援を実施しております。

《これまでの支援の状況》

実施時期	名称	対象	補助・支援金額
R2年12月	タクシー車両新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金	・協同組合弘前ハイヤー協会	9,798,340円
R3年5月	団体等販売促進緊急対策事業費補助金	・協同組合弘前ハイヤー協会	5,000,000円
R3年11月	タクシー及び自動車運転代行事業者事業継続支援金	・タクシー事業者 ・自動車運転代行事業者	32,600,000円

R4年6月	交通事業者等事業継続特別対策支援金	・高速バス事業者 ・タクシー事業者 ・自動車運転代行事業者	22,200,000円
R4年6月	団体等販売促進緊急対策事業費補助金	・協同組合弘前ハイヤー協会	5,000,000円
R4年12月	交通事業者等原油価格・物価高騰対策支援金	・高速バス事業者 ・貸切バス事業者 ・タクシー事業者 ・自動車運転代行事業者	33,950,000円 (予算額)

※②の交通事業者等への支援のうち、タクシー事業者への支援を再掲

【担当：都市整備部 地域交通課】

《福祉タクシーの妊産婦及び子育て世代への利用拡大》

現在、妊産婦及び子育て世代に対する交通関連の助成は実施していませんが、保育料の独自軽減や子ども医療費の助成などにより、子育て世代の経済的負担の軽減を図っております。また、今後は、子ども医療費の対象者の拡充や、妊産婦に対する出産や育児に係る費用についての助成金を支給する予定としております。

【担当：健康子ども部 子ども家庭課】

《福祉タクシーの障がい者への利用拡大》

障がい者につきましては、移動が困難な在宅の心身障がい者に対して、障害福祉サービスを補うことを趣旨として、乗車1回当たり600円の利用券を一人当たり年間12枚交付する、在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業があります。

【担当：福祉部障がい福祉課】

《福祉タクシーの高齢者への利用拡大》

交通弱者となるような高齢者につきましては、要介護認定を受けることにより、介護サービスを利用できることも多く、その介護サービスにおいて、訪問介護事業者が運転する車両において、要介護者の通院等をサポートするサービス（通院等乗降介助）があります。

【担当：福祉部介護福祉課】

今後の
処理
方針

①長引く新型コロナウイルス感染症関連で影響を受けている事業者に対しての長期的支援、助成金等の拡充、経営持続化給付金等の柔軟な支援

感染拡大の影響長期化に加え、資源高・物価高も重なっており、中小事業者にとっては厳しい局面が続いていることから、市といたしましては、資金繰り支援をはじめとした中小事業者の事業継続に向けた取組について、引き続きしっかりと対応してまいります。

なお、令和4年度末をもって「特別小口枠」制度の廃止を予定しておりますが、これに代わり新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資源高・物価高等の影響により経営に支障を受けている事業者を対象とした「青森県経営安定化サポート資金」の利用者を対象に、信用保証料を市が補助する新たな支援を令和5年度から実施する予定としております。

一方で、国においては外国人の新規入国制限の見直しや、全国観光支援事業、がんばろう！商店街事業等を実施するなど、新しい日常の中での社会経済活動が再開に向けて動き出している状況であります。

市では、市内中小事業者の事業継続支援に資するため、今後も引き続き、各種融資制度の利用状況や事業者の資金需要などを注視しながら、制度の改廃も含めて検討してまいります。

補助制度、経営持続化のための給付金につきましても、引き続き、社会経済活動の状況や、貴商工会議所をはじめとする経営支援機関等との情報交換により事業者の声を聞きながら、状況に応じ適切な対応を検討してまいります。

②公共交通事業者への継続的な支援

公共交通機関は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により公共交通の利用者が大幅に減少していることに加え、昨今の原油価格・物価高騰の影響から依然として厳しい状況にあり、交通事業者単体による運行が困難となる恐れがあることから、市では、市民生活の足として重要な公共交通の維持・確保ができないといった状況を回避するため、交通事業者の状況を把握しながら、緊急的かつ特別の対策として支援を実施しているところであります。

今後は、観光需要を喚起する観光キャンペーン等の地域経済活性化に向けた取組みにより、人流が回復していくものと予想されますが、利用者が安全に安心して利用できる市内の公共交通を維持・確保するため、引き続き国や県の動向を踏まえながら、交通事業者や商工団体等と連携のうえ、公共交通の利用促進を図ってまいります。

トリガー条項の凍結解除につきましては、トリガー条項の凍結の経緯や凍結解除時の影響等を考慮して検討する必要があることから、燃料油価格激変緩和補助金の緩和措置の期間の延長や限度額の引き上げなどの状況と併せ、今後の国の動向を注視し対応してまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響やウクライナ危機等による原油価格の高騰による燃料費の上昇など、今後に関しましても不透明な状況にあることから、事業者の声を聞きながら、状況に合わせた支援ができるように随時検討してまいります。

③アフターコロナを見据えた観光関連事業者への支援

感染防止対策を講じながら、四大まつりなど季節ごとに集客力のあるイベントを開催し地域経済を回していくとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めながら、各種補助金等の創設について検討したいと考えており

ます。

また、新たに「ヘルスツーリズム」の研究を進め、健康回復や健康増進につながる観光プログラムの実践を通じて、「まちの健康（地域経済活性化）」に資する新たな観光ビジネスの創出を目指してまいります。

加えて、令和5年4月から6月までの期間、地域連携DMOであります一般社団法人Clan PEONY津軽に参画している津軽圏域14市町村において、JR東日本と共同で津軽観光キャンペーン「ツガル ツナガル」が実施されることとなっており、JR東日本と行政、民間が連携のもと、津軽圏域への誘客を促してまいります。

今後も引き続き、関係機関や観光関連事業者等と連携し、観光振興による地域経済活性化を図ることで、観光関連事業者の支援に努めてまいります。

④福祉タクシーの利用拡大の促進

《タクシー事業者への支援》

タクシー事業者の経営維持に係る支援につきましては、他の交通事業者と同様に、利用者が安全に安心して利用できる市内の公共交通を維持・確保するため、引き続き国や県の動向を踏まえながら、交通事業者や商工団体等と連携のうえ公共交通の利用促進を図ってまいります。

自動車運転免許証返納者の公共交通利用に係る支援につきましては、お出かけシニアパス事業において、免許返納者の優先購入枠を設けております。引き続き、路線バスや鉄道、乗合タクシーといった公共交通の更なる利用促進に向けて、パスの定員の拡大を検討するなど、気軽に公共交通を利用できる環境を整え、公共交通の安定的な利用を確保してまいります。

《福祉タクシーの妊産婦及び子育て世代への利用拡大》

妊産婦及び子育て世代に対する福祉タクシーの利用拡大の促進策につきましては、他の世代の支援策とのバランスを考慮しながら検討を継続するとともに、福祉タクシーの活用につながるような子育て世代の経済的支援を積極的に実施してまいります。

《福祉タクシーの障がい者への利用拡大》

障がいのある方に対する移動支援につきましては、現在、必要性や効果を考慮しながら、事業内容を検討しているところであります。

《福祉タクシーの高齢者への利用拡大》

介護サービスを利用できる高齢者につきましては、適切なサービスの提供に向け、引き続き居宅介護支援事業者等への助言・指導をしていくとともに、高齢者全体への福祉タクシーの助成については必要性や効果を考慮しながら検討してまいります。

弘前商工会議所要望事項

最重点要望事項2

弘前市中心市街地活性化の促進と新たな計画策定について

要望事項の内容

①新たな中心市街地活性化を推進する計画の策定

官民が協働して推進した弘前市中心市街地活性化基本計画は、1年間の期間延長を経て令和4年3月で計画終了となりました。各所で新型コロナウイルス感染拡大の大きな影響が見受けられるなか、基本計画の核事業である弘前れんが倉庫美術館は臨時休館の期間も長く、想定された来館者数には到底及ばず活性化の十分な効果を発揮できていません。また、隣接する弘南鉄道大鰐線も新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や沿線の学校休校などの影響もあり、利用者数の減少に歯止めがかからず、美術館と土手町商店街の結節点として期待していた中央弘前駅前広場の整備事業も見合わせている状況にあります。

そのような状況のもと、弘前市は人口減少・少子高齢化の進展や域内消費の規模縮小、郊外化の流れのなかにあっても、市の中心市街地を今後も社会経済活動の中心となる場所として将来世代に引き継いでいくべきとして、本年3月に今後の中心市街地のまちづくりの方向性と将来の姿を示した弘前市中心市街地活性化ビジョンを策定しました。今後はこのビジョンをもとに、官民一体となって様々な事業を掘り起こし、具現化して新たな中心市街地活性化を推進する計画を策定することを要望いたします。

②弘前市中心市街地活性化協議会に対する支援の継続

弘前市中心市街地活性化基本計画の計画期間が終了しましたが、当商工会議所としては、中心市街地活性化の取り組みについて、これまで同様官民協働のもと推進されるべきものと考えており、今後の新しい計画の策定や取り組みについて、弘前市中心市街地活性化協議会が関係者の意見聴取や合意形成について重要な役割を果たすこととなりますので、引き続き運営に関する支援を要望いたします。

市の処理方針

現 状 ・ 経 緯	<p>①新たな中心市街地活性化を推進する計画の策定</p> <p>市では、これまで中心市街地の活性化を図るために、弘前市中心市街地活性化基本計画を策定し、当該基本計画に掲載された各種事業等を実施しながら推進してまいりました。</p> <p>しかしながら、人口減少、少子高齢化の進展や市民のライフスタイルの変化から商業環境が大きく変化していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により中心市街地は依然として厳しい状況が続いております。</p> <p>このような状況を踏まえ、市といたしましては、今後も引き続き中心市街地の活性化を推進していくために、様々な社会環境の変化や課題に対応しながら中心市街地が将来においても当市の経済活動の中心となる場所となるよう、目指すべき中心市街地の活性化の在り方を示した「弘前市中心市街地活性化ビジョン」を令和4年3月に策定しております。</p> <p style="text-align: right;">【担当：商工部商工労政課】</p> <p>②弘前市中心市街地活性化協議会に対する支援の継続</p> <p>弘前市中心市街地活性化協議会は、市や貴商工会議所、商店街振興組合、まちづくりに関わる民間事業者、各団体等が構成員として参画しており、中心市街地の活性化を推進する重要な役割を担う機関であると考えていることから、平成20年度より「弘前市中心市街地活性化協議会支援補助金」を交付し当該協議会への運営に係る経費を支援しております。</p> <p style="text-align: right;">【担当：商工部商工労政課】</p>
今 後 の 処 理 方 針	<p>①新たな中心市街地活性化を推進する計画の策定</p> <p>市といたしましては、弘前市中心市街地活性化ビジョンの実現に向けて、今後も弘前市中心市街地活性化協議会とともに中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、引き続き弘前市中心市街地活性化協議会をはじめ民間事業者及び各団体等と対話を重ねながら、本ビジョンの実現に資する新たな事業が実施されるように支援及び伴走をすることで様々な新規事業の掘り起こしを図っていくとともに、新たなまちづくり組織の設立支援等の可能性を検討しながら、必要に応じて新たな計画の策定を検討してまいります。</p> <p>②弘前市中心市街地活性化協議会に対する支援の継続</p> <p>弘前市中心市街地活性化協議会は、これまでも市とともに中心市街地の活性化に取り組んでおり、中心市街地に関連する民間事業者及び団体が構成員となっている本協議会は、当市の中心市街地の活性化を図るうえで、今後益々重要な役割を担っていくものと考えております。</p> <p>市といたしましては、今後も弘前市中心市街地活性化協議会と連携しながら中心市街地の活性化を図るとともに、弘前市中心市街地活性化協議会が実施する事業及び運営費に係る経費を支援してまいりたいと考えております。</p>

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項1

りんご高密度植栽培の本格普及に向けた支援、各種施策の継続実施について

要望事項の内容

①りんご高密度植栽培の本格普及に向けた取り組みの加速化とその支援

青森県のりんご産業は、結果樹面積が過去15年で7%減少、収穫量はほぼ横ばいで推移していますが、将来は収穫量の減少が予想されます。弘前市の農業を支える基幹的農業従事者も、過去15年で32%減少し、将来は現高齢農業従事者のリタイアなどにより、これまで以上の減少の加速化が予想されます。

このような中、りんごの労働生産性の向上を図るため、これまでは、わい化栽培の普及が進められており、県全体の普及率は24.4%（令和3年度）となっています。国では、さらなる省力化に向けて、より労働生産性の高い「高密度植栽培」などの省力樹形の導入を推進することとしていますが、青森県では、まだ実証試験的な栽培支援と検証、普及活動の段階にとどまっており、あまり普及していません。

一方、長野県では果樹農業振興計画書において「高密度植・新しい化栽培の推進」として、明確な将来の目標面積を掲げ、具体的な台木及び苗木の生産・供給体制と併せて積極的な改植を推進しているところであります。

高密度植栽培は、早期多収と高収量を目指す栽培方法で、定植後の作業の省力、低コストも魅力とされ、本県においても生産者の注目度が高まってきているところであります。これから加速する農業従事者の減少を考えると、新規参入者への奨励ビジネスとしても、早期に本格普及に向けた誘導施策展開へのステップアップが必要と考え、以下の4点を要望いたします。

○高密度植栽培の本格普及に向けて将来目標の設定

これまで、関係機関等が取り組んできた実証の成果を踏まえ、早期に次のステップとして将来目標を掲げたうえで着実に計画を推進する。

○本格普及に即した市独自の補助制度への移行

令和5年度定植に向けた市独自の改植補助事業の創設が予定されているが、導入に要する初期費用（地域特性として降雪に対応したトレリス等）が高額であることから、現在予定されている補助制度のバージョンアップを検討し、様々な経営体に広く支援できる弾力的な補助制度（補助対象面積の拡大、品種、対象年齢の条件緩和など）へ移行する。

○高密度植栽培に必要な2年生苗木の生産・供給体制の確立

生産者のニーズに対応した苗木不足の不安解消が急務であることから、広域的な視点から近隣市町村、青森県と連携した台木や苗木の生産・供給体制を確立する。

○高密度植栽培に適した遊休農地（平場など）の確保及び情報提供

引き続き、的確な情報提供を進めるとともに、担い手が必要な情報を円滑に検索できる仕組みを構築する。

	<p>②各種施策の継続実施</p> <p>なお昨年度提出いたしました項目につきましては、当商工会議所はじめ民間としてできる支援、協力を継続的に実施してまいりますので、青森経済の基盤であるりんご王国を維持・発展させるために、引き続き支援を要望いたします。</p>
--	---

市の処理方針

現 状 ・ 経 緯	<p>①りんご高密度植栽培の本格普及に向けた取り組みの加速化とその支援</p> <p>りんご産業における深刻な労働力不足解消に向けた取組として、早期多収、作業性の効率化の観点から現在、農業法人等や若手生産者の間で注目されている「高密度植栽培」ですが、その導入にあたっては「苗木の確保が困難である」、「初期コストが高い」といった課題があります。</p> <p>そこで市では、高密度植栽培などの省力樹形導入に係るコストを軽減させ、省力樹形に対する関心と導入の機運を高めることを目的に、市改植事業を見直し、令和5年度からの省力樹形栽培の初期導入に対し、国改植事業に上乘せして補助する予定としておりますが、最近の世界情勢の影響等に伴う資材の高騰が導入コストの増大に拍車をかけ、一般的な普及を遠ざける更なる要因となっています。</p> <p style="text-align: right;">【担当：農林部りんご課】</p> <p>②各種施策の継続実施</p> <p>《国内外への販売強化に向けたあらたな市場開拓や宣伝事業の支援強化》</p> <p>りんごの消費拡大のため、平成23年度から東京・大阪をはじめとした消費地で「弘前産りんごPRキャラバン」を開催しております。開催エリアも平成23年度の全国9エリアから、令和3年度までには14エリアに拡大しており、「弘前産りんごPRキャラバン」に併せて、全エリアにおいて「弘前アップルウィーク」も実施して販売強化に努めているところです。当該キャラバンを実施することにより、市場・青果会社・量販店等との関係強化が図られており、弘前産りんごに特化した売場づくりの「弘前アップルウィーク」では実施店舗数・取扱数量が確実に増加傾向にあるところです。</p> <p>国外への販売強化としては、輸出の推進として、原発事故の影響による中国のりんご輸入規制の解除や輸出環境の正常化を市からの重点要望事項と位置づけ、県を通じ国に働きかけております。</p> <p>また、台湾台南市と、りんごキャンペーンなどの果物交流を継続してきたことにより、平成29年12月には弘前市、台南市、青森県の3者による友好交流に関する覚書を締結しました。これを契機として、台湾にある百貨店「遠東百貨」と連携し、りんごを中心とした販売キャンペーンを開催しており、令和4年度は2年ぶりとなるトップセールスを実施しております。フェア全体の売り上げは年々増加していると伺っており、今後も引き続き、台南市及び遠東百貨との活発な交流の促進を期待しているところです。</p>
-----------------------	--

その他、関係機関（県・青森県農林水産物輸出促進協議会など）と連携しながら新たな市場調査、情報収集のほか支援事業による輸出促進に向けた取組を行っております。

米につきましては、令和4年度においても「弘前産りんごPRキャラバン」開催地において、りんごと米の販売促進活動を実施しており、3ヶ所で実施する予定です。

【担当：農林部りんご課、農政課】

《りんごを使ったヒット商品の開発・販売ノウハウの構築を目指したセミナーや専門家派遣の無料化》

県が設置している「農商工連携食産業づくり相談窓口」において、付加価値の高い商品づくり等に取り組む事業者に対し、農林漁業者や食品製造業者等の情報を集約した青森県食産業データベース等を活用しながら、マッチング相談や各種支援制度の紹介など、相談に応じて個別に支援を行っています。

また、青森県農山漁村発イノベーション（6次産業化）サポートセンターでは、経営改善に取り組む農林漁業者等に対して、アドバイザーを派遣し、6次産業化等の取組を含む経営全体の付加価値額を増加させるための経営や組織運営の改善方策等の作成及び実行を支援しています。

【担当：農林部農政課】

《放任園の有効利用と取得支援、機材等の貸与制度等各種支援制度》

（放任園の有効利用）

農業委員会が実施する農地利用状況調査では、令和4年10月末時点で遊休農地のうち樹園地（いわゆる放任園）は市内に約63ha確認しております。放任園解消に向けて、所有者の利用意向の把握及び解消への働きかけを行うとともに、市農林部局と連携し、伐採事業の活用を促しております。

【担当：農業委員会事務局】

（各種支援制度）

国では、市から認定を受けた個人及び法人（認定農業者）が農地を取得し、規模拡大等を図る場合に利用できる「農業経営基盤強化資金（通称：スーパーL資金）」や一定の条件を満たす農業者が利用できる「経営体育成強化資金（通称：前向き投資資金）」等の低利の資金制度を設けており、スーパーL資金については、市が策定する「人・農地プラン」に地域農業をけん引する中心経営体として位置付けられることにより、貸付当初5年間実質無利子となります。

【担当：農林部農政課】

（スマート農業の推進）

スマート農業技術の多くは、全国的に水田作や畑作向けの技術が中心であり、果樹、特にりんごにおいては、生産者の長年の経験に基づく手

作業による工程が多いこと等の課題により活用事例が少ない状況です。このため、まずは実際にスマート農業技術を見て体感し、自身の営農における有効性を検討する機会が重要と考えており、りんご生産現場におけるスマート農業技術の可能性を探る取組を実施しているところであり、

これまで、「りんご産業イノベーションセミナー」や「スマート農業展示会」を開催するほか、弘前市りんご公園における自動草刈ロボットの実証導入や、アシストスーツの有用性の検証の他、今年度から、アシストスーツの貸出を創設し、生産者の皆様が実際に使用してメリットやデメリットを体感していただく機会を設けたほか、追従型運搬ロボットなど今後実用化が見込まれる技術の実演会や生産現場での試験利用に取り組んでいるところです。

【担当：農林部りんご課】

《農業の兼業化・高齢化による後継者不足対策》

販売農家の減少や高齢化、後継者不足が深刻化しており、新たな担い手の育成・確保に向け、農家出身者のみならず非農家出身者の就農の促進及び定着を図ることが急務となっていることから、新規参入希望者等に対し技術指導等の総合的なサポートを行う「農業里親研修事業」を関係機関と連携して実施しております。

また、国の事業も積極的に活用しながら、独立自営や被雇用による新規就農者に加えて、新規就農者を雇用する農業者等を支援しております。

さらに、当市の基幹産業であるりんご生産を支える新規就農者や補助労働力の確保・育成を図るため、市りんご公園において摘果や着色管理、収穫などの各種生産工程について実践的な研修を行う「初心者向けりんご研修会」を平成29年度から継続的に開催しております。加えて、令和2年度からは市に無料職業紹介所を設置したほか、令和3年度は「空いた時間だけでも」「休日に副業で」等の多様な働き方ニーズにも柔軟に対応した1日農業バイトアプリ「daywork」の運用開始や、市職員の兼業によるりんご生産現場でのアルバイトを推進しており、令和4年度においても取組内容を拡充しながら継続するなど農業分野における人材確保に努めております。

このほか、補助労働力の確保と障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すことが期待できる農福連携について、令和3年度では障がい者が作業可能な農作業の掘り起こしや分析・検証を行う「農福連携モデル事業」、令和4年度では新規で農福連携に取り組む農業者を後押しするため「農福連携新規取組促進事業」を実施し、市内における取組拡大や機運の醸成に努めております。

健康問題については、40歳以上の国民健康保険加入者に「国保特定健康診査」・「人間ドック」・「脳ドック」を、後期高齢者医療制度加入者に「後期高齢者健康診査」・「歯科健診」を実施しているほか、主に40歳以上の方に各種がん検診を実施しており、さらには健（検）診受診率向上のため、未受診者に対する受診勧奨を継続して実施しております。

令和4年度は、市職員の訪問による健診受診勧奨や、管内の農協広報紙

	<p>に健診受診勧奨記事の掲載を行っているほか、ハガキ、電話などの受診勧奨業務を外部委託し、受診勧奨の効率化に取り組んでおります。</p> <p>また、若い働き盛り世代を対象にした健診では、つがる弘前農業協同組合等と連携した「20・30代健康診査」を実施しております。健診後は、健診結果説明会を開催し、保健師や栄養士による保健指導を通じて受診者の生活習慣の確認や見直しに向けた支援を行っております。</p> <p>多数の生産者が参加する「りんご産業イノベーションセミナー」において、簡易型QOL健診を実施する等、弘前大学COI研究推進機構が開発したQOL健診を活かし、りんご生産者が楽しみながら健康促進に取り組むことができる仕組みの構築を進めております。</p> <p>【担当：農林部農政課、りんご課、健康こども部国保年金課、健康増進課】</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">今後の処理方針</p>	<p>①りんご高密度植栽培の本格普及に向けた取り組みの加速化とその支援</p> <p>高密度植栽培の本格的な普及に向けた将来目標の設定については、各関係機関が普及に向けた取組として実証導入する中、市においても令和3年度から弘前市りんご公園へ実証導入し、栽培及び管理技術の情報を農業関係者へ提供し、その普及に努めております。</p> <p>しかし、導入コストの更なる高騰や枯死など管理上の問題点、栽培技術の普及が進んでいないことなど、高密度植栽培を導入する上で、リスクの方がまだまだ高いと思っている生産者が多いことから、まずは、国及び市改植事業の活用による導入コストの軽減に加え、栽培及び管理技術の普及に努めることが最優先であると考えており、今後の導入状況を踏まえた上で、将来目標の設定の必要性を検討すべきと考えます。</p> <p>次に、本格普及に即した市独自の補助制度への移行については、省力樹形導入に係るコストを軽減させ、省力樹形に対する関心と導入の機運を高めることを目的に市独自の支援として、市改植事業を見直し、令和5年度からの省力樹形栽培の初期導入に対し、国改植事業に上乘せして補助する予定としており、まずはこちらの支援の利用状況等を踏まえた上で、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>高密度植栽培に必要な2年生苗木の生産・供給体制の確立について、高密度植栽培を導入する上で必要な2年生苗木は、現在、慢性的に不足している状況であり、今後、高密度植栽培を推進・普及させていく過程において、解消しなければならない重要な課題であることから、市においても苗木の安定生産・供給に取り組む必要があると認識しております。</p> <p>この課題につきましては、既に関係機関や苗木事業者において、様々な検討が進められており、引き続き情報収集に努めていくほか、県に対しても課題解決に向けた協力を求めることとし、「苗木の安定生産・供給体制の強化」について、令和5年度の県の重点要望として提案しております。</p> <p>高密度植栽培に適した遊休農地（平場など）の確保及び情報提供については、農業委員会農地流動化情報を引き続き公開することに加え、後継者がいない方などの樹園地について、優良な農地と樹体を一体で担い手へ円滑に継承できるよう、品種構成や接道、水源の状況等の詳細な園地情報を集</p>

約した「園地継承円滑化システム」を令和4年度に構築しております。高密度栽培に適した農地情報も掲載され得るものとなっておりますので、是非ご覧ください。

②各種施策の継続実施

《国内外への販売強化に向けた新たな市場開拓や宣伝事業の支援強化》

「弘前産りんごPRキャラバン」による市場でのトップセールス、自治体や企業等への表敬訪問に加え、今後は更なる販路の開拓・拡大を図るため、学校や企業での消費拡大対策など新たな取組の展開に向けて検討してまいります。

加えて、高価格帯でのりんごの販売は持続的な消費に繋がりにくいことから、付加価値の向上により、単価の底上げを図ることが重要であり、健康志向が高まりを見せる中、機能性表示食品のボリュームゾーンへの拡大に向け、市全体での取組を検討してまいります。

また国外への取組についても、交流事業を継続しながら関係機関とも連携し、新たな販路の拡大を推進するとともに、輸出候補国での市場調査や商談に対する支援に加え、新たに輸出先の開拓や販売促進に係る支援策も研究し、りんごの輸出促進を図ってまいります。

《りんごを使ったヒット商品の開発・販売ノウハウの構築を目指したセミナーや専門家派遣の無料化》

りんごを使ったヒット商品の開発・販売ノウハウの構築を目指したセミナーや専門家派遣の無料化については、県が設置している「農商工連携食産業づくり相談窓口」等を活用して、付加価値の高い商品づくりやこれに伴う事業拡大等に取り組んでいただきたいと考えております。各種相談窓口については、市ホームページなどで周知を行い、より多くの方が活用されるように努めてまいります。

《放任園の有効利用と取得支援、機材等の貸与制度等各種支援制度》

今後も、地域農業者の話し合いの場である集落座談会を開催し、規模縮小農家や離農希望者の農地が遊休化する前に、農業委員会と連携し農地のあっせんを行うなど、農地の活用促進を図ってまいります。

また、遊休農地対策事業の周知を図り、農地の集約化に必要となる遊休農地の解消と、農地の有効活用を促すとともに、後継者不在園地等の経済寿命が残る樹体と農地を一体的に担い手に円滑に継承するため、令和4年度から実施している「園地継承円滑化システム」により、放任園の発生防止及び樹園地の集積・集約を促進してまいります。

農業用機械の導入等については、平成30年度から実施している「農作業省力化・効率化対策事業費補助金」を継続するとともに、国の「農地利用効率化等支援交付金」等の活用により、農業者の機械導入や施設整備を支援してまいります。

機械以外の支援制度につきましては、これまで「農業経営力向上支援事業」における農業者団体や農業法人が実施する経営向上に向けた研修

会の開催に係る経費等の支援や、「青色申告転換促進緊急対策事業」における個人農業者または農業法人による農業簿記ソフトの導入を支援してまいりましたが、令和5年度は「持続可能な農業経営支援事業」を新設し、研修会の開催や農業簿記ソフトの導入のほか、求人情報の発信等についても支援する予定としております。

《農業の兼業化・高齢化による後継者不足対策》

これまでには国の事業等も活用しながら、非農家出身の青年等の新規参入を促進してまいりましたが、令和5年度は、就職を視野に入れた高校生や定年前後のシニア層を対象に就農体験イベントを開催する予定としており、就農のみならず基幹産業として農業関連産業への就職に係る動機づけにより若者等の地元定着も並行しながら、県や農協、農業委員会等の関係機関とも連携し、新規就農者の確保や経営安定に努めてまいります。

農福連携の認知度は全国的に見ても低く、本市においても令和元年度から取組を実施しているところですが依然低い状況であることから、セミナー等の開催による認知度の向上に加え、障がい者にあった作業の工夫の見える化・共有化による参入障壁の緩和を図ることで更なる取組拡大を目指してまいります。

市職員の兼業によるりんご生産現場でのアルバイトについては、令和3年度に続き、令和4年度も実施しており、今後も継続してまいりますので、貴商工会議所におかれましても会員の皆様への兼業に係る検討の呼びかけ等にご協力いただければと考えております。

健（検）診未受診者への受診勧奨を農業者が多い地区にも展開していき、周知は広報ひろさき及び農業ひろさきに加え、農協広報紙においても行ってまいります。また、令和4年度は受診勧奨業務の一部を外部委託し、ナッジ理論を活用したハガキデザインの採用などにより受診率の向上を図り、将来の医療費適正化と健康寿命の延伸を目指してまいります。

また、若い働き盛り世代の健診については、20・30代健康診査及び健診結果説明会を引き続き実施し、保健師や栄養士による保健指導を行うとともに、より健康に対する関心が高まるよう説明内容の充実を図るなどして、若い世代の健康づくりを支援してまいります。

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項2

「弘前の地酒とシードルで乾杯条例」の早期実現について

要望事項の内容

① 弘前独自のブランドを使った条例制定による「地元の物産、食文化への更なる関心向上に向けた取り組み」としての理念条例の早期制定

平成25年1月に京都市が制定して以来、地元産の酒の消費拡大を図る乾杯条例は全国各地に広がっており、秋田県や山形県、福島県などで制定され、青森県内においても平成26年11月に黒石市、平成27年3月に鱒ヶ沢町が施行しています。

個人の嗜好に関する問題等がございますが、弘前市は、日本酒・シードル共に様々な賞を受賞するなど、日本酒・シードル共に高いブランド力があり、弘前独自のブランドへの関心を高めていく上で、さきがけとなり得る存在であります。当商工会議所でも部会活動等を通じて、3年前よりオリジナルの幟を制作し、商工会議所の総会や懇親会の会場に掲げ、気運の醸成に努めてまいりました。最近、弘前産のワイン醸造の動きも活発化しており、地域・地場産のお酒も日本酒、シードル、ワインと層が厚くなってきております。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響が続くなか、大人数での飲食や宴会等ができない状況となり、市内の飲食業界は厳しい状況に陥っております。

弘前市におかれましては、これまでも様々な手段を講じて、乾杯条例制定と同じ目的達成に向けて取り組まれていることを踏まえ、地場産業振興に対する官民の思いは一つであるとの意を強くいたしております。

ここで乾杯条例を制定し明文化することで、市や業者などの連携協力をさらに促進、疲弊するアフターコロナの地域経済の再生に向けて、乾杯運動のみの普及啓発活動だけではなく、より県外からの観光客など様々なターゲットに対し、地場産のお酒（ワイン含む）の消費拡大並びにPR、普及啓発を展開していくため、理念条例の早期制定について要望いたします。

市の処理方針

現
状
・
経
緯

《乾杯条例の現状》

乾杯条例は、平成25年1月に京都市が制定して以来、全国各地で制定が相次いでおり、本県においても平成26年11月に黒石市、平成27年3月に鱒ヶ沢町が制定しております。

その一方で、「個人の嗜好の問題」などとして条例化に至らなかった自治体も存在しております。（宮崎県都城市）

《市の日本酒・シードル・ワイン》

名峰岩木山の恵みを受けた当市は、江戸時代から続く老舗など6箇所の日
本酒蔵元が存在している、県内でも有数の酒づくりが盛んな地域です。世界
規模や全国規模の大会においても金賞を受賞するなど、当市の日本酒に対す
る評価は大変高いと言え、シードルについても世界規模の大会で受賞するな
ど高い評価を得ております。

また、近年、国際コンクールで金賞を受賞するなど日本ワインの市場が拡
大しており、当市においても、岩木山南東地域の気候や土壌がワインぶどう
の栽培に適しているとされ、このワインぶどうで醸造されたワインが、国内
コンクールで3年連続金賞を受賞するなど高い評価を得ております。

《市及びBUYひろさき推進本部のこれまでの取組》

市及びBUYひろさき推進本部では、日本酒やシードルの普及啓発の取組と
して、市本庁舎1階市民ギャラリーや市ホームページでのPR活動、既に条例
を制定している自治体へのアンケート調査などを実施しております。

また、当市物産品の「ひろさき受賞商品PR大作戦」により県内外で開催さ
れる各種物産展において、国際・全国レベルで受賞した日本酒やシードルを
PRしているほか、今年度は地元での愛飲意識向上を図ることを目的に、「弘
前のお酒マップ」の製作等を行っております。

その他、ワインぶどうについては、安定的に生産できる体制を構築するた
め、サントリー(株)、JAつがる弘前、市の3者により、令和2年9月に津軽産ワ
インぶどうの生産拡大に関する協定を締結しており、協定締結後は、量では
なく質の高さを求めるという共通認識のもと、生育状況などについて3者で
定期的に情報共有を行っているほか、サントリー(株)の社員が生産現場を学
び、商品の販売活動に活かすことを目的とした、ワインぶどうの収穫応援な
ども行われ、積極的な連携が図られております。

《主な取組内容》

- ・既に条例を制定している自治体へのアンケート調査
(平成27年6月実施：回答/照会 31/36自治体)

⇒アンケート調査では「条例制定は大きな効果があった」が6%、「少し効果
があった」が74%の回答を頂いておりますが、「条例を制定することが目
的ではなく、地域に即した取組を行うことが重要」や「嗜好品のため、好

	<p>まない人への配慮が必要」「条例制定後も条例の主旨等PRできる場を作っていくことが必要」などのご意見も頂いております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設・飲食店への啓発チラシ配布・実態調査 (平成28年12月実施：配布件数59件) ⇒実態調査の結果では、現在、弘前のお酒での乾杯をお薦めしているのは3割程度で、「よい取組だ」という意見がある一方で、「お客様の嗜好の問題がある」という慎重な意見もありました。 ・ りんご公園においてシードルナイトの開催 ⇒新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度から開催見送り ・ 「ガイドひろさき」等へ地酒PR広告を掲載 ・ 市本庁舎1階市民ギャラリーや市ホームページを活用した日本酒・シードル等のPR ・ ふるさと納税の返礼品としての活用 ・ 津軽産ワインぶどうの生産拡大に関する協定の締結（令和2年9月） ・ オンラインによるシードル工房見学ツアーの開催（令和3年度実施） ・ ひろさき「まちなかピクニック」2022におけるシードルの販売・PR（令和4年9月） ・ 国内外の物産展等において日本酒・シードルの販売・PR <p style="text-align: right;">【担当：商工部産業育成課】</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の処理方針</p>	<p>乾杯条例制定の目的は、主として、地元の日本酒やシードルでの乾杯を推進することで、地元の酒類を普及啓発し、消費拡大を図ることにあります。</p> <p>市及びBUYひろさき推進本部では、地酒である日本酒やシードルなどの消費拡大を図るためには、まずは積極的な認知度を高めることが重要であると考え、これまで様々な手段を用いて、乾杯条例制定と同じ目的達成に向けて取り組んでおり、令和4年度からは新たに「弘前のお酒」消費拡大事業を展開し、弘前のお酒の販路拡大・消費拡大を図っております。また、津軽産ワインについて、市では令和4年度から、ワインぶどうに関する活動をする地域おこし協力隊を導入し、ワインぶどうの生産拡大や津軽産ワインの知名度向上に取り組んでおります。</p> <p>市といたしましても、乾杯条例の制定を実現するためには、上記のような様々な認知度向上に関する取組を積み重ねていくことが重要であると考えております。</p> <p>併せて、条例制定による効果が一過性のものでなく、持続性が必要であることから、貴商工会議所において開催した総会や懇親会の場において、オリジナルの幟を掲げ気運の向上を図った取組を、市内の各飲食店等においても広げていただきたいと考えております。</p> <p>市では、今後とも積極的に県内外に向けた地酒の認知度向上に努めるとともに、地元での愛飲意識の向上を図るため、民間が行う取組への協力体制や関係団体等の更なる連携を促進し、消費拡大・PR等に関する取組を図ることについて、貴商工会議所と協議・検討してまいりたいと考えております。</p>

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項3

各種補助金情報の周知方法の強化及び各市施設の無料開放について

要望事項の内容

①市の各種補助金・支援制度の周知方法の強化と各市施設の無料開放

現在、弘前市では様々な補助金や支援制度（以下、補助金）があり、多くの事業者や市民が各種制度を利用しています。一方、補助金の存在がわからず、制度を知ったときには公募が終了していた、定員数がいっぱいでは申込みができなかったという声が多く聞かれております。

現在、弘前市においてもホームページ等で、周知を展開されておりますが、利用を希望する人に行きわたっていないのが現状であります。

SNS等のネット利用が少ない高齢者など、より多くの市民への情報提供のためにも「広報ひろさき」など紙媒体の活用を取り入れるなど、周知方法のさらなる多様化について要望いたします。

また、長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響で、外出を避ける傾向が続いているようですが、にぎわいを取り戻すため、市民が以前のように外に出る街づくり（市の施設の無料開放等）にも力をいれていただき、多くの市民が積極的に外出することのできる制度についても併せて要望いたします。

市の処理方針

現状・経緯

《周知方法のさらなる多様化》

市が実施する補助金、支援制度については、広報ひろさきに掲載しているほか、市ホームページや、公式フェイスブックやツイッター、新聞（市政だより）、ラジオ等による情報発信をするとともに、弘前記者会への情報提供を行い新聞、ラジオ、テレビ報道等も活用して広報活動を行っております。

紙媒体である広報ひろさきにつきましては、発行の1カ月前までに掲載する事業内容を確定させる必要があることから、補助金等の募集期間等によっては掲載できないこともあります。広報誌への掲載ができず紙面による配布が必要な場合は、各部課等において各事業のチラシを作成し、毎戸に配布を行う等して広報活動を行っております。

【担当：企画部広聴広報課】

《市民の外出促進制度》

市民の外出の傾向につきまして、市が毎年実施している中心市街地歩行者・自転車通行量調査の結果によりますと、感染拡大前の令和元年度は17,472人、令和2年度は11,861人（令和元年度比△32.1%）、令和3年度は10,918人（令和元年度比△37.5%）、令和4年度は11,971人（速報値。令和元

年度比△31.4%)となっており、令和3年度に底を打ち回復傾向にあると考えております。

また、国が公表している「V-RESAS」の情報によりますと、スマートフォンのGPSデータを元にした市内居住者の弘前駅前における日中の時間帯での滞在人口は、令和4年4月以降、令和元年度の水準を上回っております。また、県の月例観光統計によりますと、弘前市立観光館の令和4年4月から10月までの平均入館者数は、前年比で33.5%増加、弘前市まちなか情報センターの来館者数は、令和4年4月から11月までの平均入館者数が、前年比で62.3%増加しております。

更に令和4年度は、3年ぶりの開催となる各種イベントが感染防止対策を徹底したうえで実施され始めたほか、国による全国旅行支援事業の実施や入国制限の大幅緩和などにより、体感的にも人流が回復傾向にあることを実感できる状況となっております。

人流が回復傾向にある要因としては、市が弘前市医師会や市内医療機関の多大なる尽力を得ながらワクチン接種を進めてきた結果、12歳以上の全市民を対象とした3回目のワクチン接種率が72.1%、オミクロン株対応ワクチンの接種率が42.8%（いずれも令和5年1月31日現在）と、国全体の接種率を上回って接種が行われていることや、市民に基本的な感染予防対策が定着したことが推測されます。

また、市では、これまで事業者が取り組む感染予防対策への補助や事業継続及び地域経済の維持・活性化のための様々な取組を実施してきており、「新たな日常」のもとでの社会経済活動が動き出していることの現れであると考えられます。

市の施設の無料開放につきましては、弘前公園有料区域（本丸・北の郭、弘前城植物園）では、5月の最終日曜日に無料開放されているほか、本丸・北の郭については11月24日から翌年3月31日まで無料開放、またこの期間以外でも午後5時から午前9時までは無料（4月23日から5月5日までは午後9時から午前7時まで）となっております。加えて、令和4年度は、特例として、弘前城菊と紅葉まつり期間中の弘前城植物園、弘前公園有料区域及び藤田記念庭園を無料開放しました。

このほかにも、藤田記念庭園では6月の最終日曜日に無料開放、市立郷土文学館では弘前ゆかりの作家11人の各忌日を観覧料無料としているほか、令和5年3月26日まで、市立博物館、鳴海要記念陶房館、高岡の森弘前藩歴史館、市立郷土文学館、弘前れんが倉庫美術館が連携し、全ての施設を巡って応募すると抽選で賞品が当たるスタンプラリーを実施しているなど、市民の外出促進につながる取組を実施しているところです。また、障がい者や満65歳以上の市民や市内の小・中学校に通う児童・生徒・留学生など、様々な人を対象に無料としている施設も多くある状況です。

【担当：商工部商工労政課】

《周知方法のさらなる多様化》

市といたしましては、情報を受け取る市民はインターネット利用の有無だけではなく、障がいのある方や要介護状態の方など、さまざまな状態や環境にあるものと認識しておりますので、引き続き多様な方法での広報活動に取り組んでまいります。

また、市民等への情報提供に関しては、市からの発信だけではなく、さまざまな関係機関等の協力を得ながら行っていくことで、より充実するものと考えておりますので、市の支援制度などについて、貴商工会議所会報などへ積極的に掲載いただくよう市民への周知方ご協力をお願いいたします。

《市民の外出促進制度》

市民の外出促進の取組につきましては、引き続きワクチン接種の推進に取り組みながら、市民及び事業者への感染防止対策の呼びかけを継続し、「新たな日常」の実現を目指すとともに、市の賑わいづくりに資する各種イベントの実施及び支援や、学生がまちを訪れる機会の創出、市民の健康とまちの賑わいにつながる取組、歩きたくなるまちなかの形成に向けた取組などの推進するほか、市民がまちを訪れることを促し、感染拡大の防止と社会経済活動の活性化の両立に向け、各種施策を進めてまいります。

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項4

国土強靱化地域計画に係る取り組みの推進について

要望事項の内容

①国土強靱化地域計画策定後の取り組みの推進

国土強靱化地域計画について、弘前市においても既に策定済みの計画に向けて取り組んでいるものと思われませんが、国では全国的に地域計画の策定が飛躍的に進んだことにより、第2フェーズとして「地域計画に実施個所などが具体的に明記された事業を優先する」こととなっております。そのため、企業や住民らと連携した地域の強靱化を目指す将来像の設定と、避難場所の耐震化、電柱の地中化、河川の整備等、計画達成に必要な取り組みの推進を要望いたします。

②空き家対策

昨今、空き家が目立っており、特に通学路に面した箇所に倒壊しそうな物件もあるため大変危険な状況です。また、冬期間は落雪や降雪による倒壊の危険があります。弘前市では平成30年度から令和4年度までの5か年計画で示された「弘前市空き家対策計画」に基づき励行されてはいるものの、未だ空き家の増加に歯止めがかからない状況にあります。

つきましては、「弘前市空き家対策計画」について見直しを図った上で具体的な支援策を明記し、さらに5年の延長を要望いたします。

③雪対策

弘前市内の道路除雪業務について、現在、契約金額は1回あたりの単価を作業距離に応じて諸経費込みで算定されており、降雪量が多く、作業に時間がかかっても金額に反映されない状況です。また、昨今の原油高騰による燃料費や資機材の高騰、働き方改革による賃金の引き上げによって、現在の除雪業務契約金額内で賄うことが難しくなっております。

つきましては、道路除雪業務契約金額の設定を、青森県と同様に「時間当たりの単価＋諸経費」とするよう要望いたします。

市の処理方針

①国土強靱化地域計画策定後の取り組みの推進

《企業や住民らと連携した地域の強靱化を目指す将来像の設定》

本計画は、住民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを連携して推進するため、災害リスクを共有する弘前圏域8市町村（弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町）合同で令和3年3月に策定しました。

市では、毎年度、本計画に掲載する事業を見直しており、その内容は、事業の優先採択、要件化を満たすよう、具体的内容を明記したものとなっております。

【担当：総務部防災課】

《無電柱化》

これまで、街路整備並びに土地区画整理事業に併せて、弘前公園周辺、土手町、駅前地区等で無電柱化を進めておりますが、推進にあたっては、多額の費用を要するほか、各電線管理者や沿道住民との合意形成が重要となり、現時点では新規の計画路線はありません。

《市で管理する河川（68河川）》

市で管理する河川は、経年劣化による老朽化が進み施設の更新時期を迎えていることから、河川の状態把握を行うため目視点検による調査を実施し、令和2年度末において「弘前市河川施設維持管理計画」を策定しております。

《保育所等の整備》

国の保育所等整備交付金、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に基づき、国土強靱化地域計画の記載事業については優先採択されることになっております。当市においては、令和2～3年度のなかよし保育園、令和3～4年度の青柳保育園、令和4～5年度の弘前大清水保育園及び弘前すみれ保育園が該当します。

《農業用施設》

ため池施設決壊等による農村地域への被害を未然に防止するため、計画的に耐震化・老朽化対策工事を進めているほか、ため池が決壊した場合の人命の安全を確保するため、「弘前市ため池ハザードマップ」を作成し、配布を行っております。このほか、避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断を行い、計画的に保全管理及び老朽化対策を実施しております。

《上下水道施設》

災害時における拠点施設までの主要な管路や老朽化が著しい施設などを、優先的に耐震化を進めるとともに、災害時でも上下水道機能の維持及び継続と市民生活の早期回復が図られるように、業務継続計画（BCP）を策定のうえ取り組んでおります。

《公立学校施設》

災害発生時に避難場所としての役割を果たす公立学校施設の耐震化率は、構造部材及び非構造部材ともに100%となっており、文部科学省が策定した「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」に基づき、定期的な耐震点検を実施しております。さらに、老朽化対策として校舎等の建て替えや屋内運動場の暖房機器の更新を順次実施しております。

《重要伝統的建造物群保存地区》

重要伝統的建造物群保存地区の防災施設整備長期計画は、国に選定された直後の昭和55年度に策定したものであり、主に火災を想定した計画であったため、火災以外の地震、水害、雪害にも対応した計画とするため令和3年度から見直し事業を実施しております。

【担当：健康こども部こども家庭課、農林部農村整備課、建設部土木課、都市整備部都市計画課、上下水道部工務課、教育委員会学校整備課、文化財課】

②空き家対策

近年、人口減少、少子高齢化を背景として、空き家が全国的に増加しており、周辺住民に影響を及ぼす事態が生じております。

適正な管理が行われず、長期間にわたり放置された空き家は、周辺的生活環境の悪化、街並み景観の阻害のほか、地域コミュニティの活力低下など、様々な方面に悪影響を及ぼすことから、空き家対策は喫緊の課題であると認識しております。

市では、平成26年度に、空き家の発生防止、適正管理、空き家・空き地の流通促進及び有効活用による、空き家の解消を図ることを基本理念とした「弘前市空き家等の活用・適正管理等に関する条例」を制定したほか、平成29年度には、学識経験者や公募による市民で構成される「弘前市空き家等対策協議会」を設置し、市民の安全で安心な生活環境を確保することを目的とした「弘前市空き家等対策計画」を策定しております。

この計画では、空き家の発生予防から利活用、適正管理、除却、跡地利用までの総合的な取組を実施することとしており、「弘前市総合計画」においても、重点的な取組のひとつとして、リーディングプロジェクトに位置付け、空き家対策に取り組んできたところであります。

【担当：建設部建築指導課】

	<p>③雪対策</p> <p>一般除雪に使用される約210台(グレーダ・ドーザ)にGPSを搭載し、作業機械ごとに出動日の作業距離、作業時間がわかるようになっています。</p> <p>また、一般除雪における距離単価の算出方法としては、物価変動を反映した直近の県単価(人件費・燃料費など)を使用し、過去5年(H29～R3)の作業距離、作業時間を基に1時間当たりの作業距離を地域別(郊外・市街)や、道路種別(幹線道路・生活道路)ごとに算出しています。</p> <p style="text-align: right;">【担当：建設部道路維持課】</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の処理方針</p>	<p>①国土強靱化地域計画策定後の取り組みの推進</p> <p>≪企業や住民らと連携した地域の強靱化を目指す将来像の設定≫</p> <p>本計画は、8市町村合同での策定となっていることから、ご要望いただいた将来像の設定については、令和7年度の改定に向けて構成市町村と協議しながら進めたいと考えております。</p> <p>≪無電柱化≫</p> <p>今後につきましては、電柱倒壊リスクの軽減による防災性の向上、歩車道空間の拡大による安全性・快適性の確保、地域の特性を活かした良好な景観形成の観点を踏まえた費用対効果を検証し、実施の可否を検討してまいります。国では緊急輸送道路や避難所へのアクセス道など、防災上の観点から重要な路線の無電柱化を推進していること、市の緊急輸送道路等は国道や県道と接続しており連続して整備する必要があることから、国や県の動向を見ながら計画を策定してまいります。</p> <p>≪市で管理する河川(68河川)≫</p> <p>「弘前市河川施設維持管理計画」に基づき、定期的な巡視点検及び長寿命化対策を行うことにより、河川機能を保持し延命化を図るとともに、効率的かつ効果的な維持管理を行ってまいります。</p> <p>≪保育所等の整備≫</p> <p>市の私立保育所等整備事業は、毎年各施設に施設整備の希望を照会し、提出された整備計画の中から優先度の高い順に実施しております。防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に該当するような整備計画については、優先度が高くなるようになっており、今後とも事業の推進を図ってまいります。</p> <p>≪農業用施設≫</p> <p>それぞれ個別の長寿命化計画を策定していることから、今後も適正かつ計画的な維持管理に努めてまいります。</p>

《上下水道施設》

計画的かつ継続的に耐震化を進め、災害時においても、安全で安定した水道水の供給と円滑な下水排除による公共用水域の水質保全に努めてまいります。

《公立学校施設》

非構造部材の定期的な耐震点検を継続的に実施し、極めて危険性が高いものはより緊急性をもって優先的に対策を講じることとし、それ以外のものは、大規模改修等の機会を捉えて順次進めてまいります。弘前市学校施設個別施設計画に基づき、老朽化が進んでいる校舎等の建て替えなどを計画的に進めていくとともに、非常用発電設備の導入や災害備蓄保管スペースの整備など避難所としての機能強化を検討してまいります。

《重要伝統的建造物群保存地区》

令和4年度中に防災施設整備長期計画見直し調査の結果報告書を刊行し、令和5年度中に新たな防災計画を策定する予定としております。

②空き家対策

今後の対策につきましては、まずは「弘前市空き家等対策計画」に基づき、総合的な取組をしっかりと実施していくとともに、課題を的確にとらえ、効果的な取組を迅速に行っていく必要があるものと考えております。

「弘前市空き家等対策計画」については、改定を令和5年度に予定していることから、基礎資料とするため「空き家等実態調査」を現在実施しており、この調査結果を踏まえ、課題を整理し、新たな取組等につきましても本計画に反映させてまいりたいと考えております。

なお、新「弘前市空き家等対策計画」は、弘前市総合計画との整合を図るため計画期間は令和8年度までの4年間とする予定です。

③雪対策

道路除排雪業務の単価につきましては、日降雪量が多い日や、少ない日によって作業時間の違いはありますが、過去5年の平均を使用していることから、委託期間を通じての作業量としては、実働に近いものが反映されていると考えています。今後も、一般除雪については距離単価としたいと考えております。

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項5

新たな観光需要獲得及び地域内消費拡大施策の実施について

要望事項の内容

①様々な旅行形態に対応する観光需要喚起策について、地元飲食店や観光施設等の利用促進につながる形での施策の実施

新型コロナウイルス感染症による影響は想像以上に長期化しております。令和4年度においては3年ぶりに行動制限が一切かからない夏休み、お盆シーズンとなったことや、政府が新型コロナウイルス感染症の類型見直しについて検討を始めるなど、明らかにフェーズが変わりつつあります。今後も旅行需要は徐々に回復に向かうことが想定されることから、個人、団体旅行問わずあらゆる観光需要の獲得による地域内消費拡大について、他地域に先駆けて積極的に施策を展開する必要があります。また、教育旅行誘致においても今まさに強化的に取り組む必要があります。この厳しい時期だからこそ教育旅行の思い出は、子供たちの記憶に強く残り将来、再び弘前を訪れていただく非常に良いきっかけになることが想定されます。候補地として、近県はもとより青森県内においても奪い合いの状況が続いていることから、旅行代金の助成等により学校側が候補地として選びやすいインセンティブを持たせる必要があると考えます。

さらに、観光需要獲得においては、いかに地域にお金を落としてもらうかが重要であることから、地元の飲食店や観光施設の利用を必須とする等の条件付き助成制度により地域内消費拡大につなげることを前提とし、個人、団体、教育旅行等の異なる旅行形態に対応すべく柔軟な運用が可能な制度設計による、観光需要喚起と地域内消費拡大の双方に効果的な施策の実施を要望いたします。

②弘前市の観光需要端境期における観光客受入拡大に関する施策の検討

市が公開しているオープンデータによる宿泊者数実績からも読み取れるとおり、当市の観光需要の特徴として、毎年11月～3月においては宿泊者数が他の月に比べ2～5割減となる端境期となります。そして、その期間がおよそ5か月と非常に長いことが課題でもあります。新型コロナウイルス感染拡大により、通常の観光需要の動きが3年ほど遠のいており、観光客受入数ならびに宿泊者数については、新型コロナウイルス感染拡大前の水準に戻るまでまだ時間がかかることが想定されますが、端境期における観光需要獲得のために冬期間に観光客を呼び込めるコンテンツや、新たな切り口によるPR等、通年で安定した観光客受入数が見込める施策の検討を要望いたします。

市の処理方針

現 状 ・ 経 緯	<p>①様々な旅行形態に対応する観光需要喚起策について、地元飲食店や観光施設等の利用促進につながる形での施策の実施</p> <p>「教育旅行誘致事業」におきまして、旅行代理店・学校関係者へのプロモーション等を実施するとともに、「まち歩き観光パワーアップ事業」、「夜を彩るまちあかり事業」などを展開し、通年観光を推進しております。</p> <p style="text-align: right;">【担当：観光部観光課】</p> <p>②弘前市の観光需要端境期における観光客受入拡大に関する施策の検討</p> <p>冬季の魅力向上と観光振興を図ることを目的とし、弘前城雪燈籠まつりを開催しているほか、令和4年12月1日から令和5年2月28日まで弘前公園外濠の「冬に咲くさくらライトアップ」、弘前市立観光館周辺やJR弘前駅などにイルミネーション装飾、さらには、歴史的建造物などをライトアップする弘前エレクトリカルファンタジーを開催するなど冬季観光を推進しております。</p> <p>また、同期間において函館市と連携し、若年層を中心に多くのファンがいるキャラクター「初音ミク」の派生キャラクターで、北海道応援キャラクターの「雪ミク」と連携した冬季の観光キャンペーン「ひろはこ冬の観光キャンペーン」を実施し、若年層など新たな年齢層及び冬期間の誘客、更には周遊観光の促進及び観光消費額の向上に努めております。</p> <p style="text-align: right;">【担当：観光部観光課、国際広域観光課】</p>
今 後 の 処 理 方 針	<p>①様々な旅行形態に対応する観光需要喚起策について、地元飲食店や観光施設等の利用促進につながる形での施策の実施</p> <p>既存の「教育旅行誘致事業」を引き続き展開するとともに、教育旅行誘致に係る各種助成制度の創設について、調査研究してまいります。</p> <p>また、自然、食、歴史的建造物など、本市が誇る多彩な観光資源を最大限に活用し、「通年観光による誘客推進」に取り組むため、旅行客の受け入れにおいて重要な役割を果たす観光ガイドの人材育成に取り組んでまいります。今後も引き続き、関係機関や観光関連事業者等と連携し通年観光を推進することで観光需要の喚起、地域経済の活性化を図ってまいります。</p> <p>②弘前市の観光需要端境期における観光客受入拡大に関する施策の検討</p> <p>引き続き、各種事業の展開により冬季観光の推進を図り、四大まつりのひとつであります「弘前城雪燈籠まつり」におきましては、例年好評をいただいている「弘前雪明かり」、大雪像への「3Dプロジェクションマッピング」に加え、新規コンテンツとして、まつりに訪れた方が参加でき、弘前の冬の魅力を存分に感じていただける要素を多数創出し、滞在時間を増やすことで、宿泊者数・観光消費額の増加に努めてまいります。</p>

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項6	市施設並びに中心市街地施設のオンライン会議やウェビナー開催に対応した機器整備および対応人材の確保について
要望事項の内容	<p>①市施設並びに中心市街地施設のオンライン会議やウェビナー開催に対応した機器の整備および対応人材の確保</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大を契機に全国的にオンライン会議が一般化し、各地で開催されている各種コンベンションが「オンライン形式」または「ハイブリッド形式（オンラインとリアルの複合形式）」へと移行しつつあります。また、各種コンベンションを除くセミナーや講演会においてもウェブ上で行う参加者対話型セミナー「ウェビナー」が浸透、参加者や講演者の移動にかかる距離的な制約がなくなるメリットから、前述のオンラインによる会議開催は新型コロナウイルス感染収束後も定着化していくと予想されます。</p> <p>その一方で、市内公共施設においてはコンベンション・会議・研修等をオンライン形式で実施し得るための環境（機器・操作可能な人材含む）が不足する現状が伺えます。会議室やホール等の施設をオンライン対応に整備することで全国的なコンベンションの招致・誘致、企業団体の遠隔会議、全国を対象としたセミナー開催が有利となる点に加え、当該施設を中心市街地エリアに整備することで来訪機会の創出にもつながり、波及的に「まち」の活性化が期待できることから、中心市街地における機器及び運営人材確保を含めた施設の一体整備が図られることを要望いたします。</p>

市の処理方針

現状・経緯	<p>市では観光客誘致を目的にWi-Fi環境の整備を行っており、令和4年12月1日現在、市内34公共施設において利用可能となっているほか、新型コロナウイルス感染症対策に係る新しい生活様式の対応として、テレビ会議等の利用を目的にポケットWi-Fiを市内の社会教育施設を含む16施設に配備して貸出を行っております。</p> <p style="text-align: right;">【担当：総務部情報システム課】</p>
今後の処理方針	<p>オンライン会議やウェビナー開催につきましては、会議等の開催様式によって必要な機器構成やセキュリティのレベルが異なることから、多様な会議等に対応した機器等や、人材を確保・配置することは、費用面（ライセンス利用料含む）や維持管理面（バージョンアップ、故障対応含む）で困難であるものと考えております。また、会議等に参加する際には、利用者が所有するスマートフォンやPC、タブレット等を活用していただき、これに伴うインターネット通信は利用者が各自ご用意いただくものを使用していただくか、あるいは市が整備したWi-Fi環境を活用していただきたいと考えております。</p>

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項7

企業におけるICT人材育成並びに支援制度の拡充について

要望事項の内容

①企業におけるICT人材育成並びに支援制度の拡充

近年、ICT（情報通信技術）が急速に高度化・多様化していることから国（総務省）の方針として、これに対応できうる専門的な知識及び技能を有する人材の充実・確保を推進する動きが見られます。小規模事業者等において、業務のデジタル化による効率化を推進するキーパーソンを確保することは非常に困難を極める事項でありながらも、いずれ直面すべき大きな課題と言えます。

また、人材の域外流出や昨今の少子高齢化に加え、全国的な新型コロナウイルス感染拡大による経営基盤の脆弱化が進み、企業内における人材不足が加速している現状も明らかであることから「ICT人材採用」、「ICT人材育成・研修（機器導入含む）」、「企業内のICTリテラシー向上研修」に対し、積極的に取り組むべく各種支援・補助制度の新設・拡充を要望いたします。

具体的には

- 事業者主催の「ICT人材育成セミナー」に対する開催補助制度の新設
 - 「令和4年度弘前市製造業IT導入事業費補助金（弘前市）」の補助対象範囲の拡大
 - 「令和4年度人材開発支援助成金（厚生労働省）」に類似する形式で、能力・習熟度に応じた市独自のICT人材支援制度の新設
 - 「令和2年度青森県中小企業デジタル化推進事業費補助金（青森県）」に類似する形式で機器導入における購入補助制度の新設
- 以上の事項につきまして、取り組みが図られるよう要望いたします。

市の処理方針

現
状
・
経
緯

《事業者主催の「ICT人材育成セミナー」に対する開催補助制度の新設》

現在、市では、ICT人材育成等に向けた市内事業者の取組を支援するため、県や県内公的機関等が無料で開催するセミナーなどを周知しているほか、市が主催している創業・起業向けの創業・起業セミナーでは、プログラムにWEBマーケティング等の内容を取り入れ、市内事業者のICTの利活用を促進しております。

また、市では「製造業IT導入事業費補助金」において、市内製造業者を対象に従業員のITスキル向上に係る研修等の受講又は実施に要する経費の一部を補助しております。

【担当：商工部産業育成課】

《「令和4年度弘前市製造業IT導入事業費補助金」の補助対象範囲の拡大》

市内製造事業者におけるITツールの導入やIT人材の雇用・育成を促進し、事業者の生産性の向上を図るため、市では、令和3年度に「製造業IT導入事業費補助金」を新設し運用しております。また、令和4年度にはクラウド上にデータ等を保管できるクラウドサービスの利用が広まっていることを踏まえ、クラウド利用料を補助対象経費に加え、制度内容の拡充を図っております。

【担当：商工部産業育成課】

《「令和4年度人材開発支援助成金（厚生労働省）」に類似する形式で、能力・習熟度に応じた市独自のICT人材支援制度の新設》

厚生労働省では、デジタル分野での人材育成に取り組む事業者を支援するため、令和4～6年の期間限定助成として、「人材開発支援助成金の『人への投資促進コース』」を創設し、事業者の高度デジタル人材訓練、成長分野等人材訓練、情報技術分野認定実習併用職業訓練に対する助成率の引き上げや、サブスクリプション型の研修サービスを対象とした定額制訓練の新設などを行っており、令和4年10月1日には、制度の更なる利用を促進するため、高度デジタル人材訓練や情報技術分野認定実習併用職業訓練の要件の緩和などを行い、事業者のICT人材の育成を後押ししております。

【担当：商工部産業育成課】

《「令和2年度青森県中小企業デジタル化推進事業費補助金」に類似する形式で機器導入における購入補助制度の新設》

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を目的として、令和2年度に限定して、県内中小企業者がテレワークやウェブ会議、非対面型ビジネスに使用するためのPCの購入に関して、テレワークやウェブ会議、非対面型ビジネスに必要な有償のソフトウェア・サービス等の導入を要件として、経費の一部を補助する制度を創設・運用いたしました。

また、国では令和5年10月からのインボイス制度への対応を見据えつつ、企業間取引のデジタル化を強力的に推進するため、「IT導入補助金2022（デジ

	<p>タル化基盤導入枠)」を創設し、パソコン等の機器導入に関して、「会計」「受発注」「決済」「EC」機能を備えたソフトウェアと同時に購入する場合に限り、最大で10万円まで（補助率1/2以内）の経費の一部を補助しております。</p> <p>市におきましては、中小企業等経営強化法に基づく「導入促進基本計画」を策定し国の同意を得ており、ICT関連投資に対する設備投資等について、固定資産税のゼロ特例や中小企業信用保険法の追加保証の特例などが利用できるよう制度整備を行っております。</p> <p style="text-align: right;">【担当：商工部産業育成課】</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の処理方針</p>	<p>≪事業者主催の「ICT人材育成セミナー」に対する開催補助制度の新設≫</p> <p>引き続き、県や県内公的機関等が無料で開催するセミナーなどの周知を行っていくほか、貴商工会議所を含めた関係機関等と連携し、ICT人材の育成に資するようなセミナー・研修会等の開催を検討し、市内事業者のICTの利活用を促進してまいりたいと考えております。</p> <p>≪「令和4年度弘前市製造業IT導入事業費補助金」の補助対象範囲の拡大≫</p> <p>他の業種と比較して製造業のIT化が遅れていることに加え、IT化により生産性向上等の高い効果が見込まれることから支援しているものであり、現在のところ、補助対象範囲を拡大する予定はございませんが、市内事業者等の意見交換等により、より効果的な制度となるよう努めていくとともに、全ての業種を対象とした国の「IT導入補助金」や21あおもり産業総合支援センターのWEB・デジタルコンテンツ活用等に対する補助制度などについて、広く周知を行いながら、市内事業者のICTの利活用を支援してまいりたいと考えております。</p> <p>≪「令和4年度人材開発支援助成金（厚生労働省）」に類似する形式で、能力・習熟度に応じた市独自のICT人材支援制度の新設≫</p> <p>厚生労働省の「人材開発支援助成金の『人への投資促進コース』」については、令和4～6年の期間限定助成として、高度デジタル人材等の育成のための訓練（助成率75%/中小企業）やIT分野未経験者の即戦力化のための訓練（助成率60%/中小企業）など、ICT人材育成に係る訓練への助成率が非常に高くなっていることから、関係機関等と連携し、これらの制度を広く周知してまいりたいと考えております。</p> <p>≪「令和2年度青森県中小企業デジタル化推進事業費補助金）」に類似する形式で機器導入における購入補助制度の新設≫</p> <p>パソコンやタブレットPCおよび周辺機器等については、汎用性があり目的外使用になり得ることや、事業所での普及率が高いことを踏まえ、現在のところ、新たな購入補助制度等の創設の予定はございませんが、市内製造業者を対象とした「弘前市製造業IT導入事業費補助金」や全ての業種を対象とした国の「IT導入補助金」などの利用により、市内事業者のICTへの取組が促進されるよう努めてまいります。</p>

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項8

子育て世代が安心して働ける環境づくりについて

要望事項の内容

①若年労働者向けの児童一時預かり事業の拡充及び現行制度の周知徹底

令和4年4月に帝国データバンクが行った『人手不足に対する企業の動向調査』によると、新型コロナウイルス感染拡大の影響で一時的に割合が減少していた人手不足感でありましたが、アフターコロナへ向かうなかで再び経営課題として捉える企業の割合が、新型コロナウイルス感染拡大以前の水準に迫るほど増加しているという状況となっております。

当市においても人手不足は早急に取り組みなくてはならない課題であり、解決に向けて若年労働力である子育て世代の地元定着化を図るためには、職業生活と家庭生活を両立できるような環境整備が必要となります。しかしながら、土日祝日も出勤しなければならない業種も少なくなく、未就学児であれば保育施設等で預けることはできるものの、小学校低学年の児童を預けることができる施設は限られており、子供の預け場所が見つからないため仕事を休まなければならないようになったり、離職・転職しなければならないといったいわゆる『小1の壁』問題は当市においても顕在化しております。子育て世代が安心して働ける環境をつくるためにはこういった問題を解消していくことが不可欠です。

このテーマについては令和2年度から継続して要望しておりますが、回答は毎回『十分な供給量が確保されているため現在の体制を維持する』という内容でありました。しかしながら、平成29年度に弘前市で実施した弘前市内の未就学児や児童の保護者を対象にした『子育て支援に関するアンケート調査』では、児童館等の認知度は非常に高い数値となっているものの、日曜祝日も稼働する事業であるトワイライトステイ事業については、未就学児の保護者で約20%、就学児童の保護者で約17%程度の認知度であり、現在の利用数はあくまで氷山の一角に過ぎず、表面化していない潜在的需要の掘り起こしができているとは言い難いのが現状です。

まずは現行事業について、対象者への周知の強化および周知内容の改善、また需要が高いと想定される業種の事業者側に対する周知による認知度の向上と、利用手続きの簡易化による利便性向上を図り、需要喚起に取り組んでいただき、その上で、需要に見合った供給量の確保、具体的には曜日・祝日を問わず小学校低学年の児童を預けられる施設や事業の増設を要望いたします。

市の処理方針

《学童保育》

市では、放課後の居場所として児童館・児童センター、なかよし会を小学校区毎に1か所以上設置しており、毎年秋に新1年生を対象に実施する就学時健康診断の際、児童館、児童センター、なかよし会の職員が訪問し、利用の案内をしております。近年は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の目的から、資料の配布のみとなっている学校もありますが、そのような場合でも利用案内のしおりや、関係する申請書等を参加者全員に配布し、不明点について問い合わせいただくようご案内していただいているほか、様々な事情により予定していた学校と異なる学校に入学する必要がある場合でも、放課後の居場所について案内しております。利用については、児童館、児童センターは、自由来館ができるほか、保護者の就労等が要件となっているなかよし会においても、事情を聞き取りし、就労以外の理由であっても利用できるようにしております。

また、児童館・児童センター、なかよし会は、平日は放課後から、土曜日や学校休業日は午前7時30分から開設し、閉館は毎日午後7時までとなっております。県内の他市町村よりも充実したサービスを提供できているものと考えております。

【担当：健康こども部こども家庭課】

現
状
・
経
緯

《トワイライトステイ事業》

本事業は、平日の夜間や休日に保護者の方が仕事やその他の理由で不在となり、家庭でお子さんを養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合に、実施施設でお子さんを保護し、生活指導や食事の提供等を行う事業です。

当市は、同事業を実施する県内唯一の自治体であり、令和4年度から利用登録手続きを簡素化するなど、同事業の利便性向上に努めております。

また、子育て世帯の不安解消や児童虐待の未然防止を図るため、社会福祉士や心理担当員による相談支援機能を持つ児童家庭支援センターに同事業を委託しています。

【担当：健康こども部こども家庭課】

《学童保育》

放課後の居場所の提供については、国が示す新放課後子ども総合プランの方針のもと運営していることから、今後も同様のサービスを提供し続けたいと考えております。

《トワイライトステイ事業》

本事業の実施施設は市内1か所で、ゴールデンウィーク等の特定期間に待機者が生じることがあるものの、総合的な供給量は確保されており、児童虐待防止対策の推進を目的とした施策として一定の役割を果たしているため、当面は現在の体制を維持することとしております。

当市では、若年労働者を含め、すべての子育て世帯が地域の中で安定した生活を送ることができるよう、総合的な支援を講じていくこととしているため、トワイライトステイ事業や、児童預かりに係る民間サービスなどについて、広報ひろさき等への記事掲載、市ホームページやひろさき子育て応援アプリによる情報発信、チラシ配布等、より一層の事業周知に努め、利用促進を図ってまいります。

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項9

奨学金制度のさらなる拡充について

要望事項の内容

弘前市が直面している生産年齢人口の減少は喫緊の課題であり、今後も深刻化が予想される労働力不足を解消していくには、労働力の確保と定着化、労働力の質の向上が必要不可欠であります。給与水準の高さから都市部の企業へ就職を希望し流出する若年層が多いのは、奨学金返済の負担が大きいことが一つの要因と考えられます。また、学習意欲ある若年者が経済的な理由により進学を諦めなければならないという状況はなくさなくてはなりません。この問題を解決すべく①弘前市独自の給付型奨学金制度の創設および奨学金返還免除制度の拡充②弘前市独自の奨学金返還支援制度の創設を要望いたします。

①弘前市独自の給付型奨学金制度の創設及び奨学金返還免除制度の拡充

令和4年度より弘前市において奨学金返還一部免除制度が導入されたことは大きい前進と捉えておりますが、やはり経済情勢や傷病など本人の責によるところではなく返還が困難な事態に陥る可能性を考慮すると、給付型奨学金制度の導入や返還免除金額の拡充が必要であると考えられます。

令和2年度からは独立行政法人日本学生支援機構において給付型奨学金制度が導入されておりますし、県内では八戸市、全国的にも様々な自治体で返済不要な奨学金制度を採り入れているという事例もあります。

つきましては、学習機会の均等化と学習意欲向上を図り、社会で活躍できる人材を育成するためにも、弘前市独自の給付型奨学金制度の創設及び奨学金返還免除制度の拡充を要望いたします。

②弘前市独自の奨学金返還支援制度の創設

令和4年6月から、青森県と企業がそれぞれ負担して支援対象者の返還支援を行う制度がスタートしましたが、実際に返還支援が行われるのは入社3年後、その間は支援対象者にとって負担軽減の実感がないため、若年労働力の定着化には寄与するものと考えられますが、還流促進の動機付けとしては効果が薄い制度設計となっております。奨学金返還支援制度の本来の目的は、都市部に比べて給与水準が低い地方において奨学金返還の負担を軽減させ、若年労働者を還流させるための施策であるため、入社後の早い段階からの支援が必要です。

つきましては、若年労働者の還流促進を図るべく、青森県の制度を補完するための、弘前市独自の奨学金返還支援制度の創設を要望いたします。

市の処理方針

①弘前市独自の給付型奨学金制度の創設及び奨学金返還免除制度の拡充

現在、教育の機会均等を保障する観点から、無利子の貸与型奨学金制度を実施しております。また、より利用しやすい制度とするため、令和4年度奨学生からは高校生を除く大学生等について、貸与月額を引き上げ（旧：25,000円 新：40,000円）と、学校卒業後一定の要件を満たした場合に最大で入学一時金相当額（4年制大学の場合：240,000円）の返還を免除する制度を導入し、奨学生の募集及び奨学金の貸与を行っております。

【担当：教育委員会教育総務課】

②弘前市独自の奨学金返還支援制度の創設

県では、令和4年度から若者の県内への定着やUIターンの促進、各産業分野の人材確保を目的に、あおもり若者定着奨学金返還支援制度を創設しております。

当該制度は、県が直接貸与機関に繰上返還するものであり、返還終了時期を早めることにより、結婚や子育て時期の経済的負担を軽減する仕組みとなっています。

若年者が、就職後の自分をイメージしやすい支援があることが、就職先を決めるうえでより有効であると考えことから、より効果的な支援制度について、奨学金返還支援制度に関心を持つ地元企業の意見を聞きながら、検討を進めているところです。

【担当：商工部商工労政課】

現
状
・
経
緯

①弘前市独自の給付型奨学金制度の創設及び奨学金返還免除制度の拡充

新たに設けた大学生等の入学一時金相当額の返還免除について、広く周知したうえで制度を運用してまいります。給付型奨学金の導入や返還免除制度の拡充については、まずは大学生等の入学一時金相当額の返還免除制度の申請状況・効果等を検証したうえで、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

②弘前市独自の奨学金返還支援制度の創設

就職して間もない若年者の経済的不安を軽減するために、事業者が奨学金返還支援制度を新たに創設することは、若年者の地元就職の推進につながるほか、事業者の人材確保の促進や定着率の向上が期待できるものと認識しております。

そのようなことから、市では奨学金返還支援制度を新たに実施する事業者に対して、その返還支援に要した経費の一部を補助する独自の制度を令和5年度に創設し、若年者の地元就職の推進と定着率の向上に資する事業に対して支援する予定としております。

奨学金返還支援制度については、貴商工会議所のほか、若年者の採用に積極的に取り組んでいる地元企業等との意見交換や、新たな補助制度により実施される取組状況等を踏まえながら、より効果的な制度となるよう県に対し要望するとともに市独自の制度についても検証してまいります。

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項10

共生社会実現に向けた取り組みの推進及び児童教育No1の街に向けた取り組みについて

要望事項の内容

①人口減少、少子高齢化社会における弘前市の持続可能性を高めるため、多様な主体が繋がり支えあう共生する社会の実現へ向けて、地域が総合的に実践する仕組みづくりと行政のコーディネートのもとでの官民連携の推進
弘前市がハブとなり、町会や振興組合、官民連携プロジェクトを増やし、地域ニーズに合わせたイベントの開催や地域連携の形の推進が必要と考えます。

つきましては、デジタル社会の推進とスピード感ある適応、そして既成概念にとらわれず、時代に求められる新しい産業づくりと、財の域外への流失の最小化の仕組みづくりと中心市街地（土手町中三周辺をイメージ）に人を呼び込むことができる施設として、現在のヒロロ3Fにあるような行政への申請やサービスを受けられる場所の設置を要望いたします。

②放課後児童クラブにおける学校教育外の知識や教養を学ぶ場の創出

共働きや所得格差により子供に習い事を経験させたくてもできない家庭も多く、児童クラブにおいて有意義な時間を過ごすことで子供たちの成長に大きな影響を与えるものと考えます。例えば、外国人と触れ合うことで海外の言葉や文化を学び、習字・そろばん・パソコン等の学習により教養を高めることができます。また、地域団体の方々と協力してのボランティア活動等は地域との関わりを深め、郷土愛を育むことにもつながるものと考えます。

つきましては、放課後児童クラブ等において上記のような学校教育外の知識や教養を学ぶ場の創出を要望いたします。

③市施設の利便性の向上

市の施設（弘前警察署となりの八幡町東公園や弘前公園内の遊具など）について遊具や手洗場が老朽化したままで子供たちが安心・安全に利用できない施設があります。また、市民が会議やイベントで利用する市民会館の利用料金・利用時間についても利用しやすい価格設定への見直しなど、それらの環境を整えることで市の施設の利用率や学びの場を増やすことにつながるものと考えます。

つきましては、市施設のさらなる利便性の向上を要望いたします。

市の処理方針

- ①人口減少、少子高齢化社会における弘前市の持続可能性を高めるため、多様な主体が繋がり支えあう共生する社会の実現へ向けて、地域が総合的に実践する仕組みづくりと行政のコーディネートのもとでの官民連携の推進
《財の域外への流出の最小化の仕組みづくり》

市では、昭和50年代から中心市街地の活性化を推進してきましたが、近年の商業環境の変化に加えて、市民の中心市街地に対する意識や当市に約9,000人いる大学生の生活の変化、近年のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進なども踏まえ、中長期的な視点から中心市街地の今後のまちづくりの方向性と将来の姿をまとめた「弘前市中心市街地活性化ビジョン」を策定し、中心市街地の今後のまちづくりの方向性と将来の姿とその考え方を示しました。本ビジョンにおきましては、民間事業者や市民、学生、地域コミュニティ、関連団体、不動産所有者、行政などの関係者が実施主体となった将来像の実現に資する取組について、これまで以上に強力に実施していく必要があることから、それぞれの主体が対話をしながら、試行的なものも含めて様々な取組を実施できるよう、既存の体制を更に強化したうえで、その実施について、市と弘前市中心市街地活性化協議会が連携しながら支援することとしています。

地域内での経済循環については、市としても重要と考えておりますので、市の補助事業においては、補助金交付の対象となる事業が市内経済の活性化に資するものとなるよう、原則として市内業者への発注に限定することとしております。

また、ビジョンにおきましては、財の域外からの流入の観点も含め、中心市街地がこれまで以上に事業活動の場として活用されることや、観光客が訪れたい魅力あるまちを目指すことを方向性として示しています。

なお、令和4年度において、財の域内での循環とDX、地域共生の観点を包含した民間による事業が開始されている状況です。

【担当：商工部商工労政課】

《既成概念にとらわれず、時代に求められる新しい産業づくり》

当市では、地域づくりの最上位計画として弘前市総合計画を位置づけており、「地域を牽引する産業の育成と企業誘致」を目指す姿として各種取組を展開しております。

しかしながら、当市のものづくり産業は、事業所及び従業員数が年々減少しており、また、下請け受注加工型の中小企業が多く、人材育成、技術力、機械設備の老朽化等多くの面で課題が山積している状況にあります。

その状況下において、近年、情報サービス業やコールセンターなどのオフィス企業の進出が着実に増加しております。

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中においても、デジタルを活用し地方においても事業展開が可能な業種の誘致活動を進め、雇用の創出を図る必要があります。

【担当：商工部産業育成課】

《行政への申請やサービスを受けられる場所の設置》

当市は、市民が住民登録に係る各種届出をする際の窓口として、市本庁舎にある市民課のほか、総合学習センター内市民課城東分室、ヒロロスクエア内総合行政窓口、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課、東目屋・船沢・高杉・裾野・新和・石川の各出張所において届け出をすることが可能となっており、市民の利便性の向上を図っております。

うち、中心市街地には市本庁舎及びヒロロスクエア内総合行政窓口があり、徒歩圏内に住民登録に係る各種届出をする際の窓口が2箇所設置されております。

【担当：市民生活部市民課】

②放課後児童クラブにおける学校教育外の知識や教養を学ぶ場の創出

市では、新・放課後子ども総合プランに基づき、学校施設等を活用し、地域住民などの参画を得て、子ども達に体験・交流活動の機会を提供する「放課後子ども教室」を実施しており、弘前市の学童保育であるなかよし会と連携しております。

また、指定管理で運営しております児童館・児童センターでは、自主事業として外部講師を招き、一輪車、英会話教室や書道教室などを実施している施設もあります。

【担当：健康こども部こども家庭課】

③市施設の利便性の向上

《公園施設の更新》

市内の公園の施設（遊具など）につきましては、高度経済成長期以降、急速に整備されたため、施設の経年劣化に伴う更新時期を同時期に迎えている状況であります。市では、利用頻度が高く、市民にとって身近な公園のうち、老朽化が著しい101公園を対象とした公園施設長寿命化計画を策定し、平成26年度から国の交付金事業を活用した公園施設長寿命化対策支援事業により公園施設の更新を行ってきております。また、地域住民の意向を取り入れながら機能再編による再整備を行う「地域の公園再生事業」も行っております。

【担当：都市整備部公園緑地課】

《市民会館の利用料金、時間について》

市民会館の利用料金については、平成25年の全面改修時に料金の改訂を行い、その後2度の消費税率の引き上げに伴う増額を行いました。

また、平成30年10月より、管理棟の貸出区分を午前・午後・夜間の区分貸から1時間単位での貸出への変更、令和2年度中にはコロナウイルス感染症の影響により使用者の文化活動の停滞を活発化するため使用料の7割軽減を行うなど、市民の利便性の向上を図ってまいりました。

市民会館の使用時間については開館以来午前9時から午後10時までの貸出を行っております。

	<p>また平成26年より休館日を毎週月曜日から毎月第3月曜日に変更を行い利用時間の増加を図り、市民の利便性の向上を図ってまいりました。</p> <p style="text-align: right;">【担当：観光部文化振興課】</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">今後の処理方針</p>	<p>①人口減少、少子高齢化社会における弘前市の持続可能性を高めるため、多様な主体が繋がり支えあう共生する社会の実現へ向けて、地域が総合的に実践する仕組みづくりと行政のコーディネートのもとでの官民連携の推進 《財の域外への流出の最小化の仕組みづくり》</p> <p>市といたしましては、今後も本ビジョンで示した将来像の実現に向けて事業を展開していくことはもとより、各主体による将来像の実現に向けた取組について、弘前市中心市街地活性化協議会とともに各主体と対話しながら連携・支援し、市民生活を支える場としての中心市街地の活性化に努め、ひいては地域の持続性を高めてまいります。</p> <p>また、財の域外への流出の最小化に加え、財の域外からの流入のために、本ビジョンで示した各方向性に則した方策について、事業を展開していくとともに、民間事業者や団体等も含めた各主体による将来像の実現に資する取組について、引き続き市と弘前市中心市街地活性化協議会が連携し、対話をしながら支援してまいります。</p> <p>《既成概念にとらわれず、時代に求められる新しい産業づくり》</p> <p>今後は、地域が直面する様々な課題をデジタルにより解決することが可能となり、地域を支える新たな産業が創出されると考えております。</p> <p>その中で、国が掲げるデジタル田園都市国家構想基本方針に基づきながら、地方へのオフィス誘致を促進し、首都圏等から新たな人の流れをつくることで、地域の産業づくりを促進してまいります。</p> <p>また、市が掲げている「健康都市弘前」の実現に向け、健康医療関連産業の県外IT企業もターゲットにした誘致活動を展開していくことで、若者の地元定着、所得の向上を目指し、新しい産業づくりを推進してまいります。</p> <p>《行政への申請やサービスを受けられる場所の設置》</p> <p>行政への申請やサービスを受けられる場所（土手町中三周辺）の設置につきましては、要望場所から市本庁舎までの距離が1kmと近く、市本庁舎から弘前駅までの徒歩圏内に同様の行政機能を新たに設置することは考えておりません。</p> <p>②放課後児童クラブにおける学校教育外の知識や教養を学ぶ場の創出</p> <p>「放課後子ども教室」では、子ども達に体験・交流活動の機会の創出を図るとともに、実施箇所を増やすことが可能となった場合は、これまでと同様に連携してまいります。</p> <p>学校内運営のなかよし会においては、土曜日や学校長期休業日などは学校からの許可を得た上で外部講師を招き、アウトリーチや運動遊びを実施</p>

しているものもあることから、今後も可能な範囲で継続してまいりたいと考えております。

③市施設の利便性の向上

《公園施設の更新》

公園施設の老朽化対策につきましては、公園長寿命化計画の対象施設の状況を確認しながら、今後も引き続き公園施設の更新を進めてまいります。また、「地域の公園再生事業」により、利用者が活発に利用・管理できるように公園の再整備をしてまいります。

《市民会館の利用料金、時間について》

市民会館の利用料金については、1990年代に2度にわたって物価上昇に伴い、受益者負担の観点から利用料金の増額改訂を行った経緯があります。昨今の光熱水費の高騰や最低賃金の上昇に伴い、管理費が増加傾向にありますが、利用者の利便性を考慮し、料金の改訂は現時点では想定しておりませんが、昨今の物価上昇が一時的なものなのか継続的なものなのかを注視し、検討していくこととなります。

市民会館の使用時間につきましては、延長対応等により、管理費の増加が発生することから、現状どおりと考えております。

なお、イベントを行うホール棟については撤収による延長、準備による繰り上げにつきましては延長対応を行っておりますので、事務室までご相談ください。

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項11	弘前公園にアクセスする歩道のバリアフリー化について
要望事項の内容	<p>①弘前公園にアクセスする歩道のバリアフリー化の推進</p> <p>弘前公園の堀周辺の歩道は平らで車道と歩道の段差がなく綺麗に整備されています。しかし、公園を少し離れたところ（元寺町より一番町付近）では、車道と歩道の段差が激しく、歩道も斜めになっているような箇所が多く見受けられ、車椅子が通りづらく、足腰の弱い方には躓く危険性もあります。</p> <p>つきましては、事故や怪我を未然に防ぐため、また身体の不自由な観光客のためにも、引き続き弘前公園にアクセスする歩道のバリアフリー化を要望いたします。</p> <p>なお、路線の一部には県道が含まれていることから、青森県基本計画「未来を変える挑戦」に掲げる『訪れてよし（青森県）』を実現するためにも、県との連携強化による対応していただくよう重ねて要望いたします。</p>

市の処理方針

現状・経緯	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー法」）に基づいて、歩道の段差・傾斜・勾配の改善を含め、高齢者、障がい者をはじめ、すべての利用者にとって使いやすい、歩行空間の整備に取り組んでおります。</p> <p style="text-align: right;">【担当：建設部土木課】</p>
今後の処理方針	<p>高齢者、障がい者、子どもや小さな子ども連れの人など、すべての人が安心して生活し、円滑に移動できるまちづくりを目指して、歩道の整備、段差解消等により、道路のバリアフリー化を推進し良好な歩行空間の確保に努めてまいります。</p> <p>要望の路線については、一部、県道が含まれていることから、青森県が基本計画で掲げる安全・安心で快適に暮らせる生活環境づくり、世界から選ばれる「あおもりツーリズム」の推進の観点からも、道路の改修など計画された時点でバリアフリー化や自転車も利用しやすい環境整備などを組み込んだ計画とするよう県と連携しながら進めてまいります。</p>

